

生産緑地の長期賃貸借への 奨励事業*が創設されました

生産緑地を10年以上賃貸借した所有者の方に東京都が奨励金を交付します。
(*)都市農地流動化促進奨励事業)

- 令和5年4月1日以降に都市農地貸借円滑化法による賃貸借が対象です。
- 都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借の手続きは区市（農業関係課）が窓口となります。

奨励金

1,000㎡当たり下記の額を交付します。

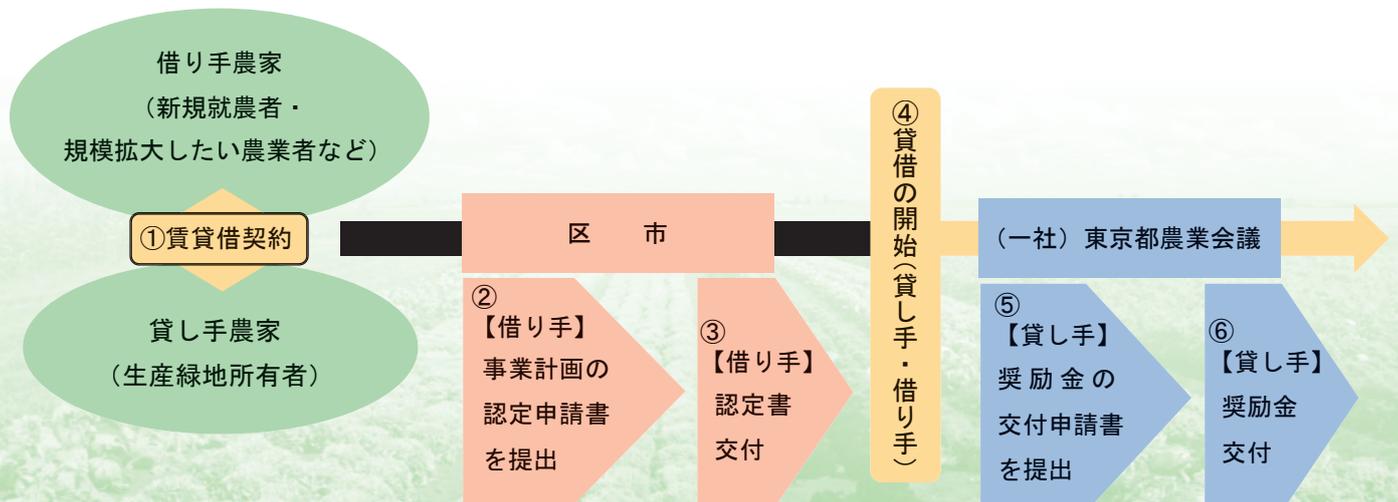
区内地区	300,000円
市内地区	200,000円

算定は、申請地の一筆ごとの面積（10㎡未満切り捨て）に上記の単価を乗じた金額となります。

- ポイント1** 賃貸借（10年以上）した生産緑地は契約期間中、原則返還はできません。
- ポイント2** 親族などへの賃貸借は奨励金交付の対象外となります。
- ポイント3** 法律の通知により高額な賃料の契約はできないことになっています*。

※法律の通知により、極端に高額な借賃での農地の賃貸借はできないと規定されています。
東京都の農地の賃貸借の平均額は1,000㎡あたり1年で10,000円程度となっています。

生産緑地の貸借から事業までのイメージ



詳細は裏面へ ⇒

奨励金の申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 貸借円滑化法第4条第1項の規定に基づく事業計画の認定申請書の写し
- 貸借円滑化法第4条第3項の規定による事業計画認定書の写し
- 農地賃貸借契約書の写し
- 奨励金申請に関する誓約書

交付対象とならない方（主なもの）

2親等以内の親族との間で賃貸借をした場合など

奨励金の返還

- 奨励金交付後、10年未満で賃貸借を解約した場合、奨励金の全額返還が必要です（相続があった場合は、その相続人に返還の義務が生じます）

ただし、次の事項を除く（主なもの）

ア	災害により耕作が困難になったことによる解約
イ	公共の用に供するための解約
ウ	賃借人の死亡による解約
エ	賃貸人の責めに帰さない理由による解約
オ	10年未満でその賃借権を解約した後、6ヶ月以内に新たな借り手への賃借権の設定が行われたとき

- その他、交付要件に違反することによる解約や虚偽の申請、その他の不正な手段により奨励金の交付を受けた場合も返還の対象になります

申請受付期間

令和5年7月3日（月）から令和6年3月1日（金）まで

受付窓口

奨励金の交付申請書は一般社団法人東京都農業会議までご提出ください

申請・連絡先

住所：〒151-0053
東京都渋谷区代々木3-25-3
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階
一般社団法人東京都農業会議

TEL:03-3370-7146

FAX:03-3379-7627

ホームページ URL : <https://www.tokaigi.com/pages/132/>



QRコードはこちら